掲示文兼入札説明書

独立行政法人都市再生機構西日本支社の０４－高槻・阿武山六番街外１７団地サイン整備造園実施設計に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

※　本件業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。

但し、やむを得ない事由により電子入札により難い者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる（様式は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→電子入札→電子入札に参加される方へ→運用基準・様式等→「紙入札方式参加承諾様式（一式）」からダウンロードできるので、参加表明書提出期限までに５(2)へ様式１及び２を提出すること。）。

１　手続開始の掲示日　　令和４年12月20日

２　発注者

独立行政法人都市再生機構西日本支社　支社長　　村上　卓也

大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番85号

３　業務概要

(1)　業 務 名　　０４－高槻・阿武山六番街外１７団地サイン整備造園実施設計

(2)　業務内容

主な業務概要は次のとおりである。

・　団地環境整備工事におけるサイン整備に係る実施設計

・　サインデザイン基本概念書（団地銘板・案内板編）の作成　等

(3)　業務の詳細な説明　　別添仕様書による。

(4)　履行期間　　令和５年２月下旬（契約締結日の翌日）から令和６年１月31日（水）まで（予定）

(5)　履行場所　　大阪府高槻市奈佐原二丁目６番他

(6)　掲示文兼入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和４年12月20日（火）から令和５年２月17日（金）までに当機構ホームページからダウンロードすること。

ただし、以下の書類等については、交付等の方法により行う。

①　積算基準については、下記のとおり閲覧する。

イ　期間：令和４年 12 月 20 日（火）から令和５年１月 17 日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後４時まで（正午から午後１時の間は除く。）

ロ　場所：独立行政法人都市再生機構西日本支社　１階エントランス

ハ　方法：希望日時の１営業日前までに、あらかじめ５(1)記載の連絡先に連絡のうえ、指定された日時に行うこと。

4　指名されるために必要な要件

(1)　入札参加者に要求される資格

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。

②　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

③　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→その他→「（入札説明書等別紙）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。

④　当機構関西地区における令和３・４年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格を有している者で、業種区分「土木・設計」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

⑤　平成24年度以降（平成24年４月１日から参加表明書の提出日まで。以下同じ。）に完了した、次に示す同種又は類似の業務の実績を１件以上有すること。

イ　同種業務：国、地方公共団体、独立行政法人又は地方公共団体が設立した公社が発注した、グラフィックデザイン又はロゴデザインを含む屋外サインの設計業務（但し、再委託による業務の実績は含まない。また、共同企業体の構成員としての実績である場合は、その出資比率が20％以上のものに限る。）

ロ　類似業務：次の(ｲ)又は(ﾛ)に該当する業務

(ｲ)　国、地方公共団体、独立行政法人又は地方公共団体が設立した公社以外の者が発注した、グラフィックデザイン又はロゴデザインを含む屋外サインの設計業務（再委託等による業務の実績を含む。）

(ﾛ)　イただし書において除かれる再委託又は共同企業体構成員としての業務の実績

⑥　次に掲げる基準を満たす技術者等を本件業務に配置できること。

イ　管理技術者

管理技術者については、下記の(ｲ)から(ﾆ)に示す条件を満たす者であること。

(ｲ)　次のいずれかの資格を有する者であること。

・　１級造園（又は土木）施工管理技士の資格を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）による合格者証の交付を受けている者

・　技術士（建設部門（都市及び地方計画、建設環境）又は総合技術監理部門（左記選択科目））の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録を行っている者

・　ＲＣＣＭ（都市計画及び地方計画部門、建設環境部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

(ﾛ)　平成24年度以降に完了した、⑤に掲げる業務に従事した経験（再委託等条件

についても⑤に同じ。）を有する者であること。

(ﾊ)　参加表明書の提出期限日時点において、参加希望者と恒常的な雇用関係があること。なお、雇用関係がないことが判明した場合、虚偽の記載として取扱う。

ロ　照査技術者

照査技術者については、別添仕様書に記載の資格基準を満たす者であること。

⑦　建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条に基づく造園部門の登録を行っていること。

⑧　参加希望者は、建設業許可者と資本面・人事面で関係※がないこと。

※　認定基準：関連があると認められる者とは、おおむね以下のような者とする。

イ　建設業許可者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者（100分の50を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は出資者よりも抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む。）

ロ　建設業許可者の代表権を有する役員が参加希望者の代表権を有する役員を兼ねている場合

ハ　その他建設業許可者との間において特別な提携関係があると認められる場合には、参加表明書については、その実態に即して判断する。

⑨　参加表明書に記載された内容によっては、本件業務を行うために必要となる履行体制及び人員が確保されておらず若しくは業務の品質確保のために必要となるバックアップ体制が構築されているとはいえないことから、契約の内容に適合した業務の履行が十分になされないおそれがあって著しく不適当であると認められる者でないこと。

(2)　入札参加者を指名するための基準

独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第356条に規定する別に定める競争参加者の指名基準による。なお、同基準中の「当該業務についての技術的適性」については、建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況、保有する技術職員の状況、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者等の資格、業務の経験等を勘案するものとする。

５　担当部署

(1)　公募条件ほか(2)以外について

〒536－8550　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
技術監理部ストック保全課　電話06－6969－9213

(2)　入札手続及び一般競争参加資格について

〒536－8550　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部契約課　電話06－6969－9848

6　参加表明書の提出等

(1)　本競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。発注者は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。

参加表明書を提出することができる者は、参加表明書を提出する時において、４(1)④に掲げる一般競争参加資格の認定を受けている者とする。

なお、提出期間内に参加表明書が提出場所に到達しなかった場合は、指名されない。また、指名されなかった場合には、本競争に参加することができない。

①　一般競争参加資格の申請

４(1)④の認定を受けていない者も、次に従い参加表明書を提出することができる。この場合において、４(1)①から③まで及び⑤から⑨までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて４(1)④の認定を受けていることを条件として指名通知をし、又は非指名理由を通知するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて４(1)④の認定を受けていなければならない。

ついては、上記の者は、②と別に、以下のとおり一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）及び添付書類を提出して、測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請すること（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→競争参加資格→建設コンサルタント等の「随時受付」事項を参照）。

イ　提出期間：令和４年12月20日（火）から令和年５年１月11日（水）（参加表明書の提出期限日の４営業日前）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで

ロ　提出場所：５(2)に同じ。

ハ　提出方法：提出場所へ持参し、又は一般書留郵便により郵送（上記提出期間内に必着）することにより行うものとし、電送によるものは受け付けない（申請書類等を封入した封筒の表、左下及び同申請書の余白に「『０４－高槻・阿武山六番街外１７団地サイン整備造園実施設計』申請希望（開札日：令和５年２月20日）」と朱書きすること。）。

②　参加表明書の提出

イ　提出期間：令和４年12月21日（水）から令和５年１月17日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで

ロ　提出場所：５(2)に同じ。（紙入札方式の者は５(1)に同じ。）

ハ　提出方法：参加表明書の提出は、電子入札システムにより受け付けを行う。

但し、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得たうえ紙入札方式による者は、一般書留郵便により郵送（上記提出期間内に必着。表封筒に「『０４－高槻・阿武山六番街外１７団地サイン整備造園実施設計』に係る参加表明書在中」と朱書きすること。）することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

(2)　参加表明書は、別記様式１から別記様式８までにより作成すること。

(3)　参加表明書は、各様式記載の注釈等に従い作成すること。

(4)　指名する者に対しては、令和５年２月１日（水）までに電子入札システム（紙入札方式の者は書面）にて通知する。

(5)　その他

①　参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②　発注者は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

③　提出された参加表明書は、返却しない。

④　提出期間以降における参加表明書の差替え及び再提出は認めない。

⑤　電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより提出する場合は、ファイル形式はWord2010形式以下のもの、Excel2010形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。但し、自己解凍方式は指定しないものとする。

契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み、本文に貼り付けること。

全てのファイル容量の合計が３MBを超える場合は、全ての書類を、(1)②の紙入札方式の者と同様の提出期間、場所及び方法により、提出すること。この場合、電子入札システムでの提出との分割は認められない（容量３MBまでの一部ファイルは電子入札システム、容量を超えた分は書面、といった提出方法は認めないので、必要書類の全てをまとめて提出すること）。併せて、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。

・(電子入札での提出以外の提出方法)とする旨の表示
・提出する書類の目録
・提出する書類のページ数
・提出年月日

7　非指名理由の説明

(1)　参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を電子入札システム（紙入札方式の者は書面）により通知する。

(2)　指名しなかった旨の通知を受けた者は、発注者に対して非指名理由について、次に従い、説明を求めることができる。

①　提出期限：令和５年２月８日（水）午後５時

②　提出場所：５(2)に同じ。（紙入札方式の者は５(1)に同じ。）

③　提出方法：電子入札システムにより提出すること（様式は自由）。

但し、紙入札方式の者は、書面を一般書留郵便により郵送（上記提出期限までに必着）することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

(3)　発注者は、説明を求められたときは、令和５年２月13日（月）までに説明を求めた

者に対し電子入札システム（紙入札方式の者は書面）により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

(4)　発注者は、提出期限の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

8　入札説明書等に対する質問

(1)　設計図書（仕様書、図面及び現場説明書等をいう。）及びこの入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

なお、3(6)ただし書に記載のとおり、積算基準については所定期間内に閲覧となっているので、それを含め全てを熟読したうえで質問を行うこと。

①　提出期間：令和４年12月21日（水）から令和５年２月６日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで

②　提出場所：５(2)に同じ。（紙入札方式の者は５(1)に同じ。）

③　提出方法：電子入札システムにより提出すること。

但し、紙入札方式の者は、一般書留郵便により郵送（上記提出期間内に必着）することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

(2)　(1)の質問がある場合には、回答書を、次のとおり閲覧に供する。

①　期間：令和５年２月10日（金）から令和５年２月17日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで

②　方法：電子入札システムによる。

但し、紙入札方式の者がいる場合は、併せて独立行政法人都市再生機構西日本支社　１階質疑応答コーナー開架棚において閲覧に供する。

9　入札及び開札の日時及び場所

(1)　入札書の提出期間及び場所

①　提出期間：令和５年２月16日（木）から令和５年２月17日（金）正午まで

②　提出場所：５(2)に同じ。

(2)　開札の日時及び場所

①　日時：令和５年２月20日（月）

※　開札時間は、指名通知に併せて通知する。

②　場所：５(2)に同じ。

但し、紙入札方式の者がいる場合は、独立行政法人都市再生機構西日本支社　３階契約情報公開コーナー対面ブース

10　公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

(1)　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2)　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価

格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(3)　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

11　入札方法等

(1)　入札書は、電子入札システムにより提出すること。

但し、紙入札方式の者は、作成した入札書（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→電子入札→電子入札に参加される方へ→運用基準・様式等→「入札書様式（電子入札用）　※紙入札の場合のみ使用」を参照）について、一般書留郵便により郵送（提出期限までに必着）すること。提出場所への持参又は電送による入札は受け付けない。

なお、郵送は、二重封筒とし、表封筒及び中封筒に各々封をすること。

中封筒には、入札書のみを入れること。入札書には必要事項を記入（入札参加者が年間受任者をして入札をさせるときは年間委任状が必要（代理人の場合は委任状）である。）したものを中封筒に入れ、封をし、業務名、開札日時及び入札者名を明記すること。また、入札書については、入札案件ごとに封をすること。

表封筒は、必要事項を記入のうえ、上記の中封筒（及び年間委任状又は委任状）を入れ、封をすること。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3)　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

12　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金　　免除

(2)　契約保証金　　請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

13　開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う（電子入札運用基準「５．開札」の項を参照）。

但し、紙入札方式の者は、入札者又はその代理人が開札に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う者は、立会は不要。）。なお、入札参加者が第１回目の開札に立ち会わない場合でも、当該入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度の入札を行うこととなった場合には、再度の入札を辞退したものして取り扱う。

14　入札の無効

この入札説明書において示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→電子入札→運用基準・様式等を参照）等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、発注者により指名された者であっても、開札の時において指名停止要領に基づく指名停止を受けているものその他の開札の時において４に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

15　落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第４号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、 その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

16　手続における交渉の有無　　無

17　契約書作成の要否等

標準契約書（土木設計業務等請負契約書（著作権条文Ｂ・意匠権条文Ｂ））（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書を参照）により、契約書を作成するものとする。

18　支払条件

前金払30%以内、出来高による部分払５回及び完成払

19　関連情報を入手するための照会窓口

５に同じ。

20　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、「独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進める」とされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承願います。

(1)　公表の対象となる契約先

次のいずれかにも該当する契約先

①　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

②　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2)　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

②　当機構との間の取引高

③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨　３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④　１者応札又は１者応募である場合はその旨

(3)　当方に提供していただく情報

①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4)　公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

21　その他

(1)　入札参加者は、入札心得及び契約書案並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得を遵守すること。

(2)　参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3)　落札者は、参加表明書に記載した配置予定の技術者等を本件業務に配置すること。

(4)　同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者としようとする場合は、業務を実施するにあたり万が一にも支障が生じるといったことのないよう、業務量等を十分に検討したうえで申請及び入札を行うこと。

なお、他の業務を落札した等により、配置予定の技術者を配置することができなくな

る或いは手持ち業務量が過大となり業務の履行が不可能となる恐れがあるときは、入札してはならず、参加表明書又は入札書（以下「参加表明書等」という。）を提出している者は、直ちに当該参加表明書等の取下げを行うこと。他の業務を落札した等により配置予定の技術者を配置することができず或いは業務の履行が不可能となる恐れがあるにもかかわらず入札した場合においては、指名停止借置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(5)　電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～１月３日を除く毎日、8時30分から20時00分まで稼動している。

システムを停止する場合等は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→電子入札→お知らせにおいて公開する。

(6)　システム操作マニュアルは、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→電子入札→操作マニュアルにおいて公開している。

(7)　障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

・　システム操作・接続確認等の問合せ先

電子入札システムヘルプデスク

TEL：0570-021-777（ナビダイヤル）

E-mail：sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

（※ナビダイヤルが利用できない場合）

よくある質問（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→電子入札→操作方法に関するお問い合わせ先）

URL：https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html

・　ＩＣカードの不具合等発生時の問合せ先

ＩＣカードを取得した各電子入札コアシステム対応の認証局のヘルプデスクへ問合せすること。

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、５(2)へ連絡すること。

(8)　入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には､以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

・　参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・　参加表明書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・　指名通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・　辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・　辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・　日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・　入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・　入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・　入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・　再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・　再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・　落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・　決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・　保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・　取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・　中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

(9)　契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、当機構に対してもその事実内容を報告すること。なお、下請業者が同様の要求等を受けた場合についても、必ず警察への届出又は相談を行うよう指導し、当機構に対してもその事実内容を報告すること。

(10)　落札者は、個人情報及び重要な情報の取扱いに関する「個人情報等の保護に関する特約条項」（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書を参照）を契約書と同日付で締結するものとする。

(11)　落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書を参照）を契約書と同日付で締結するものとする。

(12)　本件業務は、業務成績評定対象業務である。落札者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発生時に価格以外の評定項目として使用することがある。

(13)　本件業務は、居住中の賃貸住宅の敷地内で行うものであり、居住者（及び近隣住民等）に対する配慮が求められるものである。所轄の住まいセンターと連携して対応することに留意されたい。

以　上

※　お車でのご来場は、周辺道路の交通渋滞を招く恐れがありますので、固くお断り申し上げます。

別記様式１

（用紙Ａ４）

参加表明書

令和　年　月　日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
　支社長　　村上　卓也　　殿

登録番号※1							

（提出者）住　　所

商号又は名称

代表者氏名

（連絡先）支店等・部署

担当者名

電話番号

ＦＡＸ番号

　令和４年12月20日付けで手続開始の掲示のありました０４－高槻・阿武山六番街外１７団地サイン整備造園実施設計に係る指名競争に参加を希望します。

　なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

※1　入札説明書４(1)④の業者登録番号を記載のうえ、提出日時点の登録状況について、該当箇所の□にチェックのうえ記入すること。

登録又は申請状況	令和３・４年度	□登録済 □業種・地区の追加申請中（本店所在府県及び申請日:　　） □今回申請（受付日:　　）

注　参加表明書として別記様式１から別記様式８まで及び別途指定する確認資料等を提出してください。

　なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（414円）の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出してください（紙入札で参加する場合にのみ必要です（電子入札で参加する場合には必要ありません。）。）。

別記様式２

企業の平成 24 年度以降に完了した業務の実績

提出者名：

業務分類※1	同 種 ・ 類 似
受注形態※2	単 独 ・ 共同体 ・ 再委託
業務名称／ＴＥＣＲＩＳ登録番号	
契約金額※3	
履行期間	
発注機関（事業主）※4 住所 TEL	
業務の概要 ※5	
技術的特徴 ※5	

※1　入札説明書４(1)⑤に示す「同種」「類似」業務のいずれであるかを記載すること。
※2　「単独」、「共同体」（設計共同体の場合）、「再委託」のいずれかを記載すること。
※3　受注形態が設計共同体の場合、当該企業の分担金額を記載すること。
※4　※2 が「再委託」の場合、契約相手方と併せて（）書きにて事業主を記載すること。
※5　具体的に記載すること。

注１　記載する業務の実績の件数は１件までとし、１件につきＡ４判１枚以内に記載する。
注２　記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。なお、（再委託による場合など）それらのみによっては入札説明書４(1)⑤に示す要件が確認できない場合には、当該要件に該当することが確認できる書類の写しを必ず添付すること。
注３　別記様式７に記載した技術者の業務の実績を重複して記載できる。

別記様式３

企業の登録等状況

提出者名：

登録規程等の題名	登録等番号	登録等年月日	登録部門等
建設コンサルタント登録規程			造園部門

注１　申請者について、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、建築士法（昭和25年法律第202号）、その他法律、告示等に基づく登録等状況を記載すること。

注２　記載事項に係る登録証、現況報告書（受領印付）等の写しを添付すること。

別記様式４

資本の出資構成及び代表役員の兼務状況等

提出者名：

１　発行済株式総数の 100 分の 10 以上の株式を有し、又は、その出資の総額の 100 分の 10 以上を出資している者がいる。

【 該当 ・ 該当しない 】

資本の出資者		出資額 千円	出資割合 %	備 考 ※
商号又は名称	本店所在地			

２　代表権を有する役員が、他の法人の代表権を有する役員を兼ねている。

【 該当 ・ 該当しない 】

代表権を有する役員の氏名	左欄に記入された者が代表権を有する役員を兼ねている他の法人		備 考 ※
	商号又は名称	本店所在地	

３　特別な提携関係を有する建設業者がある。

【 該当 ・ 該当しない 】

特別な提携関係がある建設業者		特別な提携関係の内容
商号又は名称	本店所在地	

※　記載した出資者或いは他の法人が建設業を営んでいる場合に、○印を記入すること。

注１　１～３の全項目について、「該当」「該当しない」のどちらかに○を付けたうえ、「該当」の場合に各記入欄への記載を行うこと。

別記様式５

営業拠点等

提出者名：

本社・支店・営業所等の区分	
拠点等名	
住　所	
電話番号	
ＦＡＸ	
拠点等の長の役職名・氏名	
常駐する職員数（うち技術者数／有資格者数(専門分野別)）	

注１　本件業務の拠点（配置予定の管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）とする技術者が１名以上常駐する本店、支店又は営業所等を記載すること。

注２　事務所賃貸借契約書等、使用権原が確認できる書類の写しを添付すること。

別記様式６

配置予定の技術者等の保有資格等

提出者名：

１　管理技術者

<table>
<tr><td colspan="6">氏名：</td></tr>
<tr><td colspan="6">所属・役職：
（入社年月日：　　年　　月　　日）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">保有資格等</td><td rowspan="5">資格
※1</td><td>資格等名称・部門・分野等</td><td>登録等番号</td><td>取得年月</td><td>実務経験</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>年</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>年</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>年</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>年</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>年</td></tr>
</table>

※1　資格を証する書類の写しを添付すること。

注１　雇用関係を証明する資料を添付すること（健康保険証等の場合、被保険者等記号・番号等にはマスキングを施すこと。）。

注２　複数者を提出する場合、配置予定の管理技術者毎に記載すること。
　なお、複数の候補者を提出する場合、氏名欄部分にそれぞれ『複数候補』の旨明示すること。
　また、複数者を配置する場合、当該者のうち１名を代表者として指定しなければならないものとし、氏名欄部分にはそれぞれ『複数配置』、代表者は『代表技術者』の旨明示すること。

２　照査技術者

入札説明書４(1)⑥ロに記載の条件を満たす照査技術者の配置について該当する欄に○をつけること。

配置可	配置不可

別記様式７

管理技術者の平成 24 年度以降に完了した業務の実績

提出者名：

業務分類※1	同 種 ・ 類 似
受注形態※2	単 独 ・ 共同体 ・ 再委託
業務名称／ＴＥＣＲＩＳ登録番号	
契約金額※3	
履行期間	
履行場所※7	
発注機関（事業主）※4 住所 TEL	
業務の概要 ※5	（○○技術者として従事）※6
技術的特徴 ※5	
当該技術者の担当業務の内容	

※1　入札説明書４(1)⑥イ(ﾛ)に示す「同種」「類似」業務のいずれであるかを記載すること。
※2　「単独」、「共同体」（設計共同体の場合）、「再委託」のいずれかを記載すること。
※3　受注形態が設計共同体の場合、当該企業の分担金額を記載すること。
※4　※2 が「再委託」の場合、契約相手方と併せて（）書きにて事業主を記載すること。
※5　具体的に記載すること。
※6　「管理(主任)」「担当」のいずれかを記載すること。
※7　履行場所とは、当該業務が対象とする物件の所在、業務対象範囲又は業務区域等をいう。

注１　記載する業務の実績の件数は１件までとし、１件につきＡ４判１枚以内に記載する。
注２　記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム（TECRIS)」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。なお、（再委託による場合など）それらのみによっては入札説明書４(1)⑥イ(ﾛ)に示す要件が確認できない場合には、当該要件に該当することが確認できる書類の写しを必ず添付すること。
注３　別記様式３に記載した企業の業務の実績を重複して記載できる。
注４　複数者を提出する場合、配置予定の管理技術者毎に記載すること。
　なお、『別記様式７』の右側に『複数候補』又は『複数配置』の旨及び管理技術者の氏名を明示すること。

別記様式８

業務実施体制

提出者名：

１　業務実施体制（１）

職階	氏　名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者	配置予定人数　　人		

担当技術者（予定）			
氏　名	所属・役職	資格・経験年数等	担当する分担業務の内容

注１　氏名にはふりがなをふること。
注２　照査技術者については、その旨表示すると共に、仕様書に記載する資格基準のどれに該当するかを示すこと。

２　業務実施体制（２）

分担業務の内容	再委託先・技術協力先及びその理由（技術的特徴等）

注　他の建設コンサルタント等に業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ、記載する（これらを行わない場合は記載する必要はない。）